

指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
軽費老人ホーム長命荘 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が開設する軽費老人ホーム長命荘（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、特定施設サービス計画（「指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、介護予防特定施設サービス計画を含む。」以下同じ。）に基づき、入居者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。また、要支援者においては、入居者ができる限り要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

- 2 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って事業を提供するよう努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う保健医療サービス等の提供者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 軽費老人ホーム 長命荘
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2 4 2 9番地の4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は専門性及びチームワークの確保、サービス実施について総合的な指揮、監督を一元的にこれを行う。但し、長命荘の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務することがある。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤換算）

生活相談員は、入居申込みに係る調整及び入居者の生活相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。又、家族との連絡調整をし、常に計画作成

担当者との連携を図り、特定施設サービス計画につなげる。

(3) 看護職員又は介護職員

看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算法で、要介護の者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに要支援の者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。また、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。

① 看護職員 1名以上(常勤換算)

(イ) 総入居者数が30を超えない場合 1名以上(常勤換算)

(ロ) 総入居者数が30を超える場合 2名以上(常勤換算)

看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

② 介護職員 常に1名以上

介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。

(4) 機能訓練指導員 1名以上(施設内の兼務あり)

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う。

(5) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名以上(施設内の兼務あり)

計画作成担当者は、入居者又はその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員は50名、居室数は50室とする。但し、災害その他やむを得ない場合は、この限りではない。

(指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 介護

① 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行う。

② 1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭をする。但し、指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、入居者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施する。

③ 入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

④ おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。

⑤ 入居者に対し、本号①から④に規定するもののほか、離床、着替え、体位変換、整容等の介護を適切に行う。

⑥ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

⑦ 入居者に対し、その負担により、当該職員以外の者による介護を受けさせない。但し、入居者個人の希望による外出支援サービス及び買い物代行

サービス等を除く。

(2) 健康管理

- ① 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。
- ② 事業所は、入居者について、毎年定期的に2回以上健康診断を行う。
- ③ 入居者は、健康に留意するものとし、事業者が行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。

(3) 相談及び援助

入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用料)

第7条 利用料は次のとおりとする。

- (1) 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
- (2) 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、前号の介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (3) 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (4) 事業所は、第二号のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - ② 入居者の選定により提供される特別な食事に要する費用
 - ③ 送迎に要する費用
 - ④ おむつ代
 - ⑤ 理美容代
 - ⑥ その他、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- (5) 重要事項説明書等の文書の交付・説明によって、本条のサービスの提供に係る内容及び費用について入居者の同意を得たものとみなす。但し、本条第4号のサービスの内容又は費用の改定はこの限りではない。
- (6) サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得る。

2 利用料の変更等

- (1) 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。
- (2) 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

る。

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、おおむね次のとおりとする。

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

(入居者の入院期間中の取扱い)

第9条 入居者が医療機関に入院する必要がある場合、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(外出及び外泊)

第10条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより事業所に届け出る。

(衛生保持)

第11条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(留意事項)

第12条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意又は過失により施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (6) ペットの飼育

2 前号により損害が生じたときは、その補償を入居者又はその家族等に求めることがある。

(契約の解約及び終了)

第13条 入居者は、事業所に対して、1週間の予告期間をおいて退去届を事業所に提出することにより、契約を解約することができる。

2 入居者は、次の事由のいずれかに該当した場合、退去届を事業所に提出することにより、直ちに契約を解約することができる

- (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合

- (2) 事業所が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業所が破産した場合
- 3 事業所は、次の事由のいずれかに該当した場合、入居者に対して1ヶ月の予告期間をおいて、理由を付した文書で通知することにより、契約を解約することができる。
- (1) 利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、催告後10日以内に支払われない場合、または利用料の支払いがたびたび遅延した場合
 - (2) 入居者又はその家族等が事業所や職員に対して、利用を継続し難いほどの背任行為を行った場合
 - (3) やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合
 - (4) 虚偽の届出により入居した場合
 - (5) 事業所の承認を得ないで、建物・付属設備等の造作・模様替え(クギ・掛け金具・接着剤等を含む。)を行い、当該行為の原状回復指示に従わない場合
 - (6) 心身の状況の悪化により医療機関等の利用を勧めても、当該勧めを受け入れようとしない場合
 - (7) 事業所が提供する特定施設入居者生活介護サービスを正当な理由なく利用しないことが継続した場合
 - (8) 心身の状況の悪化により、前号のサービスを利用しても、事業所での生活が継続できなくなったとき
 - (9) 入居者及びその家族等が、「軽費老人ホーム長命荘施設サービス利用契約書」第24条の禁止事項をたびたび違背した場合、その他事業所が入居者の心身の状況が施設での生活に適さないと判断した場合
- 4 入居者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、その認定日をもって契約は終了する。
- 5 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。
- ① 入居者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 入居者が死亡した場合
 - ③ 入居者が、医療機関に入院し、3ヶ月以内の退院が明らかに見込めなくなった場合または入院して3ヶ月が経過した場合

(勤務体制の確保等)

第14条 事業所は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、前項に当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。

3 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年3回以上

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、防災、避難に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第17条 事業所は、入居者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定め、歯科医療機関は定めるよう努める。

(施設利用に当たっての留意事項)

第18条 入居者は、身元保証人を1人以上定める。身元保証人は、事業所に対する入居者の一切の責任を負い、施設サービス利用契約に基づく利用者に対する一切の債務について、1,000,000円を極度額として債務を履行する責を負う。また、契約が解除された時に入居者の身柄を引き受けることとする。

- 2 入居者は、居室、共用施設、設備及び敷地を、その本来の用途及び目的に従って利用する。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって、事業者が被害を被った場合、事業者は入居者に損失補填を求めることがある。
- 4 入居者が、ほかの入居者等に危害(物的損傷を含む。)を加えた場合、その補償を入居者又はその家族等に求めることがある。
- 5 入居者の過失の有無に関わらず、入居者(当該入居者の面会人含む。)が事業所の建物(付帯設備及び器具什器を含む。)を汚損、破損、滅失、居室の現状を無断変更した場合は、直ちに入居者の負担において原状に復旧する。
- 6 入居者又は他の入居者の心身の状況により、配慮が必要な場合には、入居者と協議の上、居室、共用設備等の利用方法を変更することがある。
- 7 事業所は、以上の内容について、重要事項説明書に基づく説明を行うと共に入居者と

利用契約を文書によって締結するものとする。

8 入居者が入院加療を要する場合は、適切な病院等を紹介する。

(一時介護室に移る場合の条件)

第19条 事業所は、入居者が次のような状態の場合には、サービス提供場所を入居者あるいは身元保証人の同意を得て、事業所内の一時介護室への移動を行うこととする。

(1) 入居者の心身の状況により管理者が一時介護室への移動が必要と判断した場合

(2) 主治医又は協力病院等が医学的な判断により一時介護室への移動が必要と判断した場合

(緊急時の対応方法)

第20条 事業所は、事故が発生した場合の対応、報告の方法が記載された事故発生防止の指針を整備する。

2 事業所は、事故が発生した又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

3 事業所は、事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行う。

4 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

5 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

6 事業所は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、長命荘の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

(夜間体制)

第21条 午後9時から翌朝午前7時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず1名以上を配置するものとする。

(秘密の保持)

第22条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、業務上知り得た入居者並びにその家族等に関する個人情報を第三者に提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(身体拘束等)

第23条 事業所は、入居者の身体拘束は行わない。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「入居者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体

拘束等を行うことができるものとする。

- 2 上記の他、身体拘束等に関する方針については、軽費老人ホーム長命荘運営規程の記載内容に準じるものとする。

(虐待の防止)

第24条 虐待の防止に関する方針については、軽費老人ホーム長命荘運営規程の記載内容に準じるものとする。

(苦情対応)

第25条 事業所は、その提供した事業に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を生駒市フォレスト地域包括支援センターに設置する。

- 2 事業所は、提供する事業に関して、奈良県からの文書の提出・提示の求め、又は奈良県職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。奈良県から指導又は助言を得た場合は、それに従って、必要な改善を行う。また、奈良県からの求めがあった場合には、改善の内容を奈良県に報告する。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。

(その他運営に関する留意事項)

第26条 事業所は、厚生労働省が定める事業所にかかる情報の開示を行うものとする。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、当該施設サービス提供後5年間保存する。
- 3 事業所は、看護職員又は介護職員をそれぞれ他の従業員と明確に区分する。

(職場におけるハラスメント)

第27条 職場におけるハラスメントに関する方針については、軽費老人ホーム長命荘運営規程の記載内容に準じるものとする。

第28条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附則 この規程は平成25年7月1日から施行する。
この規程は平成27年4月1日から施行する。
この規程は令和5年1月1日から施行する。